

# 貸付金の特別償還・償還期間等の変更を受付けます

希望される方は共済事務担当課に申請書の提出をお願いします。

「全部・一部繰上償還承認申請書」・「住宅(災害)貸付金償還期間等変更申出書」は、[こちら](#)からダウンロードできます。

## 特別償還

償還方法	一部繰上償還	全部繰上償還	提出期限 (所属所の提出期限とは異なります。)
毎月償還	毎月受付	毎月受付	毎月5日
毎月・期末勤勉手当併用償還	6・12月のみ受付		6月7日(月)

## 住宅・災害貸付金償還期間等変更

住宅貸付や災害貸付を借受けている方は、6月・12月の年2回、償還期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合を変更することができます。

**提出期限：令和3年6月7日(月)**(所属所の提出期限とは異なります。)

### 注意事項

住宅借入金等特別控除を受けている方で、特別償還または償還期間の変更により償還期間が10年(120回)未満となった場合は、**特別控除の対象外**となるため「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が発行されません。